

大分県エコエネルギー導入促進条例

○大分県エコエネルギー導入促進条例(平成15年4月1日施行)

・背景

「環境先進県おおいた」の実現に向け、「地球的な規模で考え地域から行動」、「国際協力」、「県民、事業者、行政の共働」の視点に立って、地域の自然や産業の特色を生かしたエコエネルギーの導入を促進し、環境に優しいエコエネルギーを利用した地域振興及び地球温暖化防止を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指す。

・条例の構成

(第三条) 県の責務
(第四条) 市町村の責務
(第五条) 事業者の責務
(第六条) 県民の役割
(第九条) 基本計画
(第十条) 普及啓発等の推進
(第十一条) 民間団体等の自発的な活動への支援
(第十二条) 産業の振興
(第十五条) 国際協力の推進

・基本計画の策定

・知事は、エコエネルギーの導入促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、エコエネルギーの導入促進に関する基本的な計画を定めなければならない。

・基本計画は、エコエネルギーの導入促進について、本県の地域特性に即した総合的かつ長期的な目標及び施策に関する基本的事項を定めるものとする。